

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、上場企業として、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を確立し、社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指す為に、コーポレートガバナンスは経営上の重要な課題のひとつであると考えております。

そのために従業員教育制度の充実、内部統制体制の整備等による「法令違反行為の未然防止」を図り、社外取締役及び社外監査役の選任等による「取締役会及び監査役会の機能強化」決算情報の早期化等による「デスクロージャーの充実」等に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施していると判断しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森 猛	166,032	20.19
ダイヤ通商株式会社	101,292	12.32
福松 博史	57,100	6.94
日本証券金融株式会社	38,900	4.73
東京海上日動火災保険株式会社	23,100	2.81
神谷 金吾	23,079	2.81
株式会社ユニ・ロッド	18,700	2.27
巣鴨信用金庫	16,000	1.95
松井証券株式会社	16,000	1.95
楊 耀宇	15,300	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林茂和	弁護士											
辻角智之	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林茂和		——	法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したため
辻角智之		——	法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したため

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査は、会計監査人として監査法人薄衣佐吉事務所を選任しており、同法人と監査契約を結び、会計監査が実施されています。監査役と会計監査人である監査法人薄衣佐吉事務所との連携につきましては、定期的に情報交換を行うことにより、緊密に連携しております。内部監査は内部監査部門による業務執行部門の内部統制監査及び業務監査の実施を通じ、全社員の遵法意識の向上を図っております。監査役と内部監査部門との連携につきましては、定期的に情報交換を行うことにより、緊密な連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊伏正貴	弁護士													
小林由紀	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊伏正貴	○	――	法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したため
小林由紀		――	税務専門家としての客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員と社員とのバランスを考慮して今後検討する課題です。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役報酬に関しては、有価証券報告書に全取締役の報酬総額を開示しており、平成30年3月期における報酬等は次の通りです。

- 1. 取締役(社外役員を除く) 25,200千円
- 2. 監査役(社外役員を除く) 4,800千円
- 3. 社外役員 7,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の額またはその算定方法に関する方針は、取締役は月額15,000千円以内、監査役は月額4,000千円以内と定めております。その業務執行状況等を鑑み、取締役の報酬については取締役会にて、監査役の報酬については監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

定時役員会を通して情報の伝達をする他、都度情報交換・意見交換を行い連携しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社の取締役会は取締役5名(うち社外2名)で構成されており、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項についての決定、報告並びに業務執行の状況を監督しております。

なお、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は原則月1回開催され、取締役会に対する牽制機能を発揮することを主眼に監査役3名(うち社外2名)で構成されており、監査役会が定めた監査方針、業務分担などに従い、取締役会などの重要な会議への出席や重要書類の閲覧などを通じて、業務執行の違法性について監査しております。

会計監査については、監査法人薄衣佐吉事務所と監査契約を結び、会計監査を受けております。

なお、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次の通りであります。継続監査年数が7年を超えているものはありません。

河合洋明(監査法人薄衣佐吉事務所)
長谷部健太(監査法人薄衣佐吉事務所)
監査業務に係る補助者の構成は公認会計士6名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会が、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。

また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役の選任による経営の監督機能及び監査役会による監査機能を有効に活用し、コーポレートガバナンスの実行性を高めることにより、経営の監督・監査機能の適切性と効率的な業務執行体制が確保できていると判断しているため、現状の体制を維持することとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社では、適正なIR活動を通じた株主への働きかけを行うとともに、招集通知の作成を含む総会開催の準備作業の効率化を推進し、より多くの株主の総会参加と議決権行使の実現を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.daiya-tsusho.co.jp)において、決算短信・有価証券報告書・事業報告書等のIR資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針などは特に明文化しておりませんが、金融商品取引法等の関連法令や上場取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要情報については、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統轄する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役及び使用人が、企業理念及び社内規程に則り、法令・定款及び社会規範等を遵守することを周知・徹底する。またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役及び使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統轄する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合においては、社長を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。

5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置くものとする。監査役を補助すべき使用人は、監査役会及び監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査役会の同意を必要とする。

6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べる事ができる。また、監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。取締役及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査役会に報告するものとする。

7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。監査役は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は、取締役及び使用人が企業理念及び社内規程に則り、法令・定款及び社会規範等を遵守することを周知・徹底しております。これに基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係をもたないことを基本方針としております。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

当社は、社団法人警視庁館内特殊暴力防止対策連合会のセミナーや地区協議会の連絡会議に積極的に参加し情報収集を行うとともに、管理部が中心となり、必要に応じて迅速な行動をとることの出来る体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

